

京業セン発 02-34 号事  
令和 02 年 12 月 25 日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

## 京阪宇治駅付近での 喫煙/ポイ捨て行為について

宇治市からの注意喚起です。

**京阪宇治駅のタクシーのりば付近での喫煙/ポイ捨て**が確認されています。

付近では、タクシー運転者だけではなく、バス運転者による喫煙も報告されており、これに一般の利用者も加わり喫煙が横行しているようです。

宇治市では、**本年 1 月より「路上喫煙等の禁止に関する指針」**を定めており、京阪宇治駅一帯はこの指針で定められた**路上喫煙禁止区域**にあたります。

また、ポイ捨て行為が頻繁に行われている場所は、**私有地であることから不法侵入にあたる可能性も指摘**されています。

いずれにせよ、**喫煙は定められた場所のみで行い、自身の責任で後始末を行う**べきです。今回については警告の段階でとどめますが、今後も同様の行為が報告された場合、業務センター指導員が現地赶赴、禁煙指導を行います。その上で違反行為を現認した場合は、当該運転者の所属事業者/組合へ厳しい対応を求める協議を進めています。そのような事態にならないよう喫煙は定められた場所をお願いいたします。

以上

上記につきまして、貴社乗務員・貴組合員へ周知徹底をお願い致します。

「マナー示そう、京都のタクシー」  
～皆様のご協力を重ねてお願い致します～